

長期未着手の考え方について

1 長期の考え方について

長期にわたり事業に着手していない都市計画公園・緑地及び土地地区画整理事業（以下「都市計画施設等」という。）の見直しを進めるに当たり、見直し対象となる都市計画施設等を選定するため、「長期」の定義を定める必要があります。

2 参考となる事例等について

(1) 京都市都市計画マスタープランの目標年次（平成 24 年 2 月策定）

京都市基本構想の目標年次である平成 37 年に合わせ、おおむね 15 年後を目標年次としている。

(2) 都市計画運用指針（都市計画区域マスタープランの対象期間）

都市計画区域マスタープランにおいては、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向は定められることが望ましい。但し、市街化区域のうち、おおむね 10 年以内に市街化を図るべき区域に関連する事項（市街化区域の規模等）については、その趣旨に鑑み、おおむね 10 年後の将来予測を行ったうえで定められることが望ましい。また、都市施設、市街地開発事業については、優先的におおむね 10 年以内に整備するものを整備の目標として示すことが望ましい。

(3) 都市計画運用指針（都市施設の計画の目標年次）

「都市施設の計画の目標年次については、都市計画区域マスタープランとの整合を図る上からもおおむね 20 年後を目標として長期的な整備水準を検討し、都市施設の都市計画を定めることが望ましい。」

(4) 京都府都市計画道路網見直し指針（平成 18 年 7 月策定）

旧都市計画法時代（昭和 43 年以前）の都市計画決定は社会経済情勢の変化や代替施設の整備に伴い、都市計画決定当時に想定された必要性が変化している傾向が強いとして、都市計画決定から 30 年以上（※現時点では 40 年以上となる。）を目安としている。

※ 平成 23 年の京都市都市計画道路網の見直しでは、都市計画決定から 20 年以上経過した都市計画道路を対象としている。